

医療法人いちえ会 介護老人保健施設せんけい苑

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

運営規定

(運営規定設置の趣旨)

第1条 医療法人いちえ会が開設する介護老人保健施設せんけい苑（以下「当施設」という。）において実施する訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう適切な訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション（以下「訪問リハビリテーション」という。）を提供するというを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条

1. せんけい苑訪問リハビリテーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「職員」という。）は、利用者の居宅へ職員を派遣し、理学療法、作業療法、言語療法及び、その他必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の回復を図る。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の名称)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 施設名 介護老人保健施設せんけい苑
2. 名称 せんけい苑訪問リハビリテーション
せんけい苑介護予防訪問リハビリテーション
3. 所在地 兵庫県洲本市桑間字太田 495-1
4. 電話 0799-26-0780 FAX 0799-26-0781

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者 1名

訪問リハビリテーション事業の運営及び職員の統括全般業務を担う

2. 医師 1名以上

計画的な医学的管理、訪問リハビリテーションの指示等を行う。

3. 職員(理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の有資格者) 1名以上

職員は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、訪問リハビリテーション計画を作成し、作成した計画内容について利用者又は家族に説明し、同意を得たうえで計画書を交付する。

同意を得た訪問リハビリテーション計画に則り、利用者の居宅を訪問し、リハビリテーションを提供する。さらに、本人もしくは家族に対して生活指導又は介助方法の指導にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日、営業時間は次のとおりとする。

1. 営業日は、月曜日から土曜日とする。国民の祝日は営業する。

2. 前項とは別に事業所が指定した日を休日とする

3. 営業時間は8時30分から17時30分までとする。

(利用料等)

第7条

訪問リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、洲本市・淡路市・南あわじ市とする。

(職員の勤務等)

第9条

職員の就業に関する事項は、別に定める「医療法人いちえ会」及び当施設の就業規則による。

(職員の健康管理)

第10条

職員は、当施設が行う年1回の健康診断を受診することとする。ただし、夜勤勤務に従事する者は年2回の健康診断を受診しなければならない。

(職員の質の確保)

第11条 職員の資質向上のために、その研修の機会を以下のとおり確保する。

1. 採用時研修 採用後3カ月以内
2. 継続研修 せんけい苑内研修 年1回

(苦情処理)

第12条

管理者は、利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、在県の措置を講じ、利用者および家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条

1. 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
2. 事業者は、サービスの提供に関する事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
3. 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

(守秘義務)

第14条

職員に対して、職員である期間及び、職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規律に反した場合、違約金を求めるものとする。

(個人情報の保護)

第15条

従業者は個人情報保護法に基づき、利用者又は家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や第三者への情報提供には、利用者もしくは家族の個人情報を用いないこととする。

(感染症対策の強化)

第16条 新型コロナウイルス感染症を含む、他感染症の発生及び蔓延等に関する取り組みを強化するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）を実施する等の措置を講ずるものとする。

(業務継続に向けた取り組みの強化)

第17条 感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要な介護サービスが安定的、継続的に提供できるよう業務改善計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等の措置を講ずるものとする。

(ハラスメント対策の強化)

第18条 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(高齢者虐待防止の推進)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(身体的拘束の適正化の推進)

第20条 利用者の人権の擁護の観点から原則として身体的拘束を行いません。ただし、自傷又は他傷等の緊急やむを得ない場合においてはその限りではないものとし、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、記録の整備等の措置を講ずるものとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第21条 本規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人いちえ会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成28年8月1日から施行する。

令和2年 3月1日改定

令和5年 4月1日改定

令和5年 12月20日改定

令和6年 4月1日改定